

保育所の 入所申込み (新規)を受け 付けます

町では、平成21年4月からの入所希望者申請を受け付けます。

受付日時

12月2日(火) 9時～16時
3日(水) 13時～16時
5日(金) 9時～12時

場所

役場3階第3会議室

(予備日)

12月6日(土) 9時～12時
予備日の受付は中央保育所内になります。

申込みに必要な物

- ① 保育所入所申込書および家庭状況表(事前に記入し、記入漏れのないよう注意してください)
 - ② 勤務・内職証明書等、日中に保育できないことを証明する書類
 - ③ 源泉徴収票または確定申告書の写し(平成20年分)
 - ④ 印鑑
- ※①・②の用紙は福祉課にあります。
※③については平成21年2月

27日までに提出してください。(期限厳守)

※保育士による、お子様の面接を行いますので、必ずお子様同伴にてお越しください。

入所基準

- 保護者が日中居宅外で労働することを常態^注としていること
- 保護者が日中居宅内で家事以外の労働をすることを常態としてしていること
- 子どもの母親が妊娠中、または、出産後間がないこと

東北新幹線走行試験に伴う列車夜間走行を実施します

JR東日本では、デジタル列車無線を使用した列車番号送受信装置の更新に伴い、次のとおり夜間走行を実施します。沿線の皆様のご理解ご協力をお願いします。

走行日時

11月18日(火) 1時40分～3時10分
予備日：平成21年1月20日(火)

走行区間

大宮駅～小山駅間 上下線

列車本数 上下計2本

※走行時刻は計画であり、当日の列車運行状況や試験の進捗状況により変動することがあります。

☎ 東日本旅客鉄道株式会社大宮支社設備部企画課 ☎642-7423

保育料

保護者の所得状況や保育年齢により決定。
福祉課児童係 ☎2160

保育時間

平日 8時30分～16時30分
(時間外保育7時30分～8時30分・16時30分～18時30分)
土曜日 8時30分～12時30分
(時間外保育7時30分～8時30分、12時30分～13時)

保育年齢

北・中央保育所は6か月児から、南保育所は8か月児から、それぞれ小学校就学前まで。

国民年金保険料

国民年金保険料は、全額が社会保険料控除の対象となりますので、年末調整や確定申告の際は、忘れずに申告しましょう。

控除証明書が送られます

国民年金保険料の支払いについて社会保険料控除を受けたいためには、保険料の支払いを証明する書類が必要です。申告の際には、社会保険庁から送付される『社会保険料(国民年金保険料)控除証明書』(はがき)や保険料を納めたときに交付される領収証書を添付してください。

今年9月30日までに、国民年金保険料の納付実績のある方

控除証明書は、11月に社会保険庁から送付されます。

10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納めた方

控除証明書は、2月に社会保険庁から送付されます。

控除証明書に関する お問い合わせ先

専用ダイヤル ☎0570-070-117

IP電話からは ☎03-6748-8882

(平成20年11月4日～21年3月13日までの平日9時～17時)

または大宮社会保険事務所 ☎652-3399



○ 控除証明書に記載されている月分以外の保険料を12月31日までの間に納付した場合は、「領収証書」を添付して申告できます。

○ 世帯主または配偶者としてご家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方がその保険料を申告することができます。

ご存じですか？ 固定資産税

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）に、固定資産（土地、家屋、償却資産）を所有している人に賦課される税金です。

ここでいう所有者とは、原則として土地、家屋については賦課期日に登記簿に記載されている方です。売買契約済みであっても登記が済んでいなければ旧所有者になります。

固定資産税の税額は、固定資産を評価し、その価格（評価額）を基に課税標準額を算出し、課税標準額に税率（14%）を掛けて算出します。

土地、家屋は、原則として基準年度に評価をし、基準年度の翌年度および翌々年度は基準年度の評価額を据え置きます。

来年度の平成21年度が基準年度になります。

【土地の評価】

土地の評価は地目別に行います。そのうち、宅地の評価については、地価公示価格等の7割が目安となります。そのため、地価公示価格の上昇や下落により評価額が変動します。

地価公示価格の町内の状況は、平成18年までは下落していましたが、その後上昇に転じています。そのため、平成21年度評価替えでは、宅地価格ならびに宅地価格を基準として評価する雑種地（駐車場等）などの評価額も上昇する見込みです。

【家屋の評価】

平成21年度新築により新たに課税される物件については、平成19年1月1日を基準とした再建築費により計算され、既存家屋の場合は、前評価年度価格に新旧評価基準間（3年間）の東京都における物価変動割合により定められた補正率により修正して算出されます。

なお、土地の利用状況や、建物の増改築があった場合には、課税年度の1月1日の状況で判断し、評価をし直すこととなります。

【償却資産】

平成21年度以降における評価が耐用年数の変更により一部変わります。

償却資産の価格は、前年度評価額×(1-減価率/2)、前年度取得された償却資産の価格×(1-減価率)となります。

減価率は耐用年数によるため、耐用年数が変われば減価率も変更となり、ひいてはその年の評価額も変更となりますので、償却資産の申告にあたっては十分にご注意ください。

今まで増加・減少のみ申告していた場合、既存のものでも耐用年数に変更になる償却資産については、評価額が変更になるため、必ず申告をお願いします。

【平成21年度における土地評価の改正点】

平成21年度から、市街地宅地評価法（市街地的な形態を形成する地域に適用される評価方法）による評価を、すべての市街化区域ならびに第34条第11号区域（希望ヶ丘、光ヶ丘、水川、細田山、津地）に適用します。

市街地宅地評価法とは、路線式宅地評価法ともいわれ、道路に基準となる価格（路線価）をつけて、それに基づいて土地価格を算定するものです。今までの標準地からの比準による土地評価に比べ、道路の状況や施設への接近状況などによる価格差が反映され、より正確で公平な評価が可能となります。

153 環境課固定資産税係 2

ごみ収集「古紙・古着」

分別し品目ごとにまとめて出してください

紙製包装容器とは？

古紙・古着の回収には、品目ごとに収集する車両が異なるため、ごみ集積所には、品目ごとにまとめてお出しください。

特に箱型の集積所をご利用の方は、紙製包装容器と古着を集積箱の外側、通行に支障のないところにお出しください。



リサイクルマークのお菓子や紙袋、紙類の紙箱、紙類の紙包み紙などの紙類

これらの紙類のみを品目ごとにまとめ、ヒモで縛って集積所にお出しください。

※ビニール袋などに入れずにお出しください。

左記に掲げるものは、再資源化の対象となりませんので、可燃ごみの収集日にお出しください。

- ・油・食品などで汚れた紙
- ・洗剤や線香などのおい
- がった紙
- ・ファックスやレシートなどの感熱紙
- ・シュレッダーにかけた紙
- ・複写式のカーボン紙

今後とも、ごみの分別にご協力いただき、資源の再利用とごみの減量に努め、環境にやさしい住みよい町にしていきましょう。

153 環境対策課 2252

